

令和 7 年度
町有地売払い応募要領



矢吹町役場 総務課 行財政改革推進室

福島県西白河郡矢吹町一本木 1 0 1

電話 0 2 4 8 - 4 2 - 2 1 1 7

〒9 6 9 - 0 2 9 6 (矢吹町役場専用郵便番号)

1 売却物件

売却物件は、次のとおりです。

物件 番号	所在地	地目 (現況)	面積	最低売却価格
1	矢吹町善郷内 2 4 6 - 5	宅地 (宅地見込地)	3362.96 m ² (約 1,019 坪)	26,230,000 円

【概況】

第1種中高層住居専用地域（建蔽率50％、容積率150％）

上水道：有 下水道：有 公共マス：有 都市ガス：なし

※下水道事業受益者負担金の徴収はありません。ただし、既存の公共マス以外の公共マス及び下水本管への取付管等の設置は買主の負担となります。なお、設置後の公共マス及び取付管等は町に帰属し、町で維持管理を行います。

※現状有姿での売払いとなります。

※売買物件に隠れた瑕疵があっても、売払代金の減免等はい行いませんので、入札参加前に必ず物件の下見を行うなど、現況を確認してください。

2 土地利用条件等

土地利用について以下の条件を付します。

- (1) 騒音、振動、臭気、景観破壊、その他周辺環境に支障を及ぼす用途に供さないこと。
- (2) 売買物件を契約締結時に提出する土地利用計画に記載した用途と別の用途に供さないこと。また、売買物件の一部又は全部を第三者に譲渡する場合にもその用途を遵守させること。ただし、やむを得ない事情により、事前に書面により申請し、本町の承認を得た場合はこの限りではない。

3 入札等参加者の資格

次に掲げる事項に該当しない方を入札等の参加資格者とします。

- (1) 以下の申立てがなされている者
 - ・破産法第18条又は第19条の規定による更生手続開始の申立て
 - ・会社更生法第17条に基づく更生手続開始の申立て（同法第199条に規定する更生計画認可の決定を受けている者を除く。）
 - ・民事再生法第21条の規定による更生手続の申立て（同法第174条に規定する更生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (2) 暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる要件に該当するとして警察当局から排除要請を受けた者

- ① 当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとするもの
(注)「これに類するもの」とは、公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるものをいう。
- ② 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- ③ 次のいずれかに該当するもの
 - ア 法人の役員等が暴力団員であるもの又は暴力団員がその経営に実質的に関与しているもの
(注)役員等とは、「法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者」をいう。
 - イ 自己、自社又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的を持って暴力団を利用するなどしているもの
 - ウ 暴力団又は暴力団に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持経営に協力し、若しくは関与しているもの
 - エ 暴力団又は暴力団と社会的に非難されるべき関係を有しているもの
 - オ 暴力団又は暴力団であることを知りながら、これを不当に利用しているもの
- ④ 前記アからウの依頼を受けて入札等に参加しようとするもの

4 入札等参加者の資格の確認

- (1) 入札に参加を希望するものは、一般競争入札参加申込書（以下「申込書」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けてください。
なお、期限までに申込書を提出しない方又は入札等参加資格がないと認められる方は、入札等に参加することができません。
- (2) 入札等参加資格の確認は、申込書の提出をもって行うものとします。

5 入札等参加の手続き等

- (1) 入札等参加の申込受付及び必要書類等
 - ① 受付期間
令和7年10月15日（水）～ 令和7年11月19日（水）まで
※ただし、土、日曜日及び祝日を除く午前9時～午後5時までとします。
 - ② 受付場所
矢吹町役場 総務課 行財政改革推進室
(福島県西白河郡矢吹町一本木101 矢吹町役場庁舎2階)
 - ③ 提出書類
一般競争入札参加申込書1部

※共有の場合は連名とする。使用印鑑は印鑑登録のあるものを使用すること。

添付書類

共通：印鑑証明書（入札参加申込者のもの）、

入札保証金の免除に関する誓約書（該当する場合）

個人：住民票

法人：法人登記事項証明書、役員一覧（生年月日の記載があるもの）

外国人：外国人登録証明書

共有：全員の住民票

各1通

※共有の場合は共有者全員の証明書等添付書類が必要となります。

※代理人が参加する場合、代理人の印鑑証明書は不要ですが、入札書には委任状に押印のある代理人印鑑を押印してください。

④ その他

書類の提出は、郵送又は持参によるものとします。提出方法を問わず、令和7年11月19日（水）午後5時まで必着とします。

※郵送による場合は、特定記録郵便等配達記録の残る方法により送付願います。

（2）入札等参加資格の確認結果通知

入札参加資格の確認結果については、書類審査後に送付される一般競争入札参加資格通知書により決定し、通知します。

（3）その他

ア 申込に要する費用は、申込者の負担とします。

イ 申込書類に使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるものとし、使用する通貨は日本円とします。

ウ 提出書類は返却を行わず、他の用途に使用しません。ただし、入札等参加資格（暴力団に関すること。）確認のため警察当局に照会することがあります。

エ 公文書公開等の必要性から、申込書類や申込内容を公表する場合があります。

6 契約予定者の決定方法等

売却物件の契約相手方は、一般競争入札により決定します。

なお、入札日当日は①一般競争入札参加資格通知書、②印鑑（本人の場合は入札申込書と同一の印鑑、代理人の場合は委任状と同一の印鑑）、③顔写真付き身分証明書（本人又は代理人と証明できるもの）④委任状（代理人の場合のみ）を持参してください。

(1) 入札の日時及び場所

物件番号	日 時	場 所
1	令和7年12月23日(火) 午前10時 (受付開始 午前9時45分)	矢吹町役場 第3会議室

(2) 入札の方法

- ① 郵送及び電送による入札は認めません。
- ② 開札は、入札締め切り後、直ちに行います。
- ③ 代理人をもって入札する場合は、委任状を持参してください。
- ④ 入札者又はその代理人は、入札に際し他の代理人になることができません。
- ⑤ 入札日当日に入札参加者又は代理人が入札時間までに入札会場にこられない場合、又は町の指示する方法に従わない場合は、入札から除外します。

(3) 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

(4) 落札者の決定

最低売却価格以上の価格で入札した方のうち、最高の価格をもって入札した方を落札者とします。開札の結果、同価格の入札をした者が2人以上いるときには当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札に関係のない職員にくじを引かせるものとします。落札者には、会場において契約手続き等の説明を行います。

7 入札保証金の納付

入札しようとする者は、矢吹町財務規則第114条の規定により、その者の見積りに係る入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付いただきます。(入札保証金に代わる担保として有価証券の提出も可能です。)

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は免除とします。

- (1) 保険会社との間に町を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
- (2) 過去2年間に国又は地方公共団体と同様の契約を数回以上にわたり契約し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる者であるとき。
- (3) 「入札保証金の免除に関する誓約書」を提出するとき。

8 契約保証金の納付

契約を締結しようとする者は、矢吹町財務規則第99条の規定により、契約代金の額の100分の10以上の額の契約保証金を納付いただきます。

(契約保証金に代わる担保として有価証券又は債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、町長が確実と認める金融機関の保証に係る証書の提出も可能です。)

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は免除とします。

- (1) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約を締結する場合
- (2) 過去2年間に国又は地方公共団体と同様の契約を数回以上にわたり契約し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる者であるとき。
- (3) 売払代金が即納されるとき。

9 契約の締結

落札者には、落札の日から14開庁日以内に売買契約を締結していただきます。

※令和7年12月27日から令和8年1月4日までは年末年始期間です。

※契約締結時に土地利用計画（任意様式）をご提出いただきます。

10 売買代金の納入等

- (1) 契約者は、契約締結後14日以内に町発行の納入通知書により売買代金を一括して町へ納入していただきます。
- (2) 契約者が納入期限までに売買代金を支払わないときは、その翌日から支払の日までの日数に応じ、年2.5%の割合で計算した遅延利息を町に納入することになります。

11 入札の取りやめ又は延期

- (1) 入札を取りやめ、又は延期する場合においては、町の掲示板に掲示することにより公告します。
- (2) 入札参加予定者には、別途通知します。

12 所有権の移転等

- (1) 所有権は、売買代金全額の支払いがあったときに移転するものとし、土地は現状のまま引き渡します。
- (2) 所有権の移転登記は、土地の引渡し後、買受者の請求により町が行います。

- (3) 売買契約書に貼付する収入印紙及び所有権移転登記に要する登録免許税は、買受者の負担になります。

13 落札価格等の問い合わせ

一般の方から電話等により落札価格等の問い合わせがあった場合、落札者が個人の場合は落札価格を公表します。落札者が法人の場合は落札者の住所・氏名及び落札価格を公表します。

14 その他

その他不明な点については、矢吹町役場総務課行財政改革推進室（電話 0248-42-2117）までお問い合わせください。



売却物件写真

矢吹町善郷内246-5 宅地 3362.96㎡



売却物件写真②

矢吹町善郷内246-5 宅地 3362.96㎡
②-1



②-2



売却物件写真③

矢吹町善郷内246-5 宅地 3362.96㎡

③-1



③-2



売却物件写真④

矢吹町善郷内246-5 宅地 3362.96㎡
④-1



④-2



売却物件写真⑤

矢吹町善郷内246-5 宅地 3362.96㎡
⑤-1(水道仕切弁)



⑤-2(下水道公共マス)

